



令和5年 11月27日 (月)
(2023年)

No. 16028 1部377円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <https://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆主要判決全文紹介 [東京地裁] [上]…………… (1)

主要判決全文紹介

〈東京地方裁判所〉

特許権侵害差止請求事件

(「5-アミノレブリン酸リン酸塩」事件-引用文献中に物質名が記載されていたが、優先日当時の当業者が試行錯誤なく実施可能ではなかったとして、引用発明適格が否定された事例。)[上](全2回)

—令和4年(ワ)第9716号、令和5年7月28日判決言渡(柴田裁判長)—

【本判決の要旨、若干の考察】

1. 特許請求の範囲(請求項1)

「下記一般式(1) $\text{HOCOCH}_2\text{CH}_2\text{COCH}_2\text{NH}_2 \cdot \text{HOP}(\text{O})(\text{OR}^1)_n(\text{OH})_{2-n} - (1)$
(式中、 R^1 は、水素原子又は炭素数1~18のアルキル基を示し; n は0~2の整数を示す。)で表される5-アミノレブリン酸リン酸塩。」

2. <充足論>新規物質(公知物質のリン酸塩)の発明~単離されなくても、濃度が低くても充足!
(判旨抜粋)



弁理士法人

KUZUWA & PARTNERS, P.C.

葛和国際特許事務所・葛和法律事務所

所長 弁理士 葛和 清司* 副所長 パートナー弁理士 塩崎 進
パートナー弁理士 小田切 美紗 パートナー弁理士 矢後 知美*

弁護士・弁理士 葛和百合絵

弁理士 杉江 顕一 弁理士 井上純一郎* 弁理士 松浦 綾子

弁理士 千野 櫻子 弁理士 高河原芳子, Ph.D. *付記弁理士登録済

業務主幹 寺川 誠 中国弁理士 鄭 益鴻 技術顧問 R. Sankaran, Ph.D.

〒160-0023 東京都新宿区西新宿6丁目24番1号 西新宿三井ビルディング17階

TEL: 03-5321-6761 FAX: 03-5321-6760

e-mail: info@kuzuwa.com URL <http://www.kuzuwa.com>